

財務省令第三十六号

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十条の規定に基づき、通関業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

通関業法施行規則の一部を改正する省令

通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十二条」を「第十二条本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、同令第十二条ただし書に規定する金額の受験手数料を、当該提出により得られた納付情報により、納付しなればならない。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。